様式第36号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 譲渡担保財産からの徴収通知書 |
| 年　　月　　日権利者住（居）所氏名(名称)　　　　　　　　　殿村長　　　　　　　　　　下記の納税者（特別徴収義務者）に係る滞納金額を、あなたが譲受けた譲渡担保財産から徴収することになりましたから、この通知書を発した日から10日を経過した日までに納付（納入）してください。地方税法第14条の18の規定により告知します。 |
| 義務者特別徴収納税者 | 住（居）所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 法定納期限等 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額　　円（ 　　） | 円 | 下記の金額　　円（　　 ） | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  | 〃（ 　　） | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  | 〃（ 　　） | ・ ・ |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 上記のうち、あなたが納付（納入）すべき金額 | 円 |
| 及び所在量、性質名称、数財産譲渡担保 |  |
| 納付（納入）の場所 |  |
| 由せる理を負わ税責任物的納 |  |
| 記1　「延滞金額」は、納税期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、当該税額　　　　　　につき督促状を発した日から起算して11日目までの期間については年7.3パーセントそれ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |